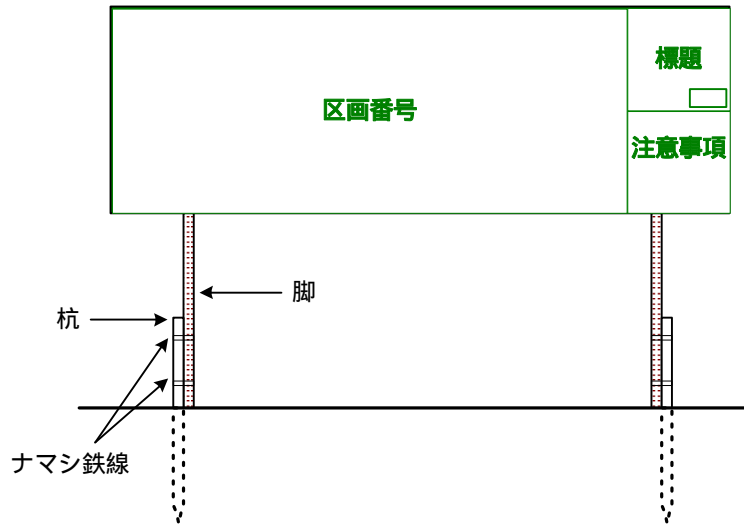


参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務（南区）仕様書

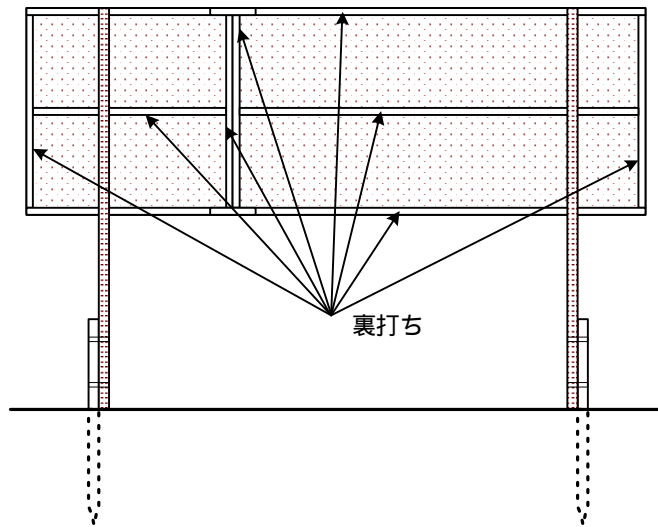
- 1 ポスター掲示場（以下、「掲示場」という。）の各部の名称は、別紙1のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙2及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙3のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記6の別紙5の1(3)のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙4のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙5のとおりとする。
- 7 その他
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。
- 8 添付書類
ポスター掲示場の設計図
ポスター掲示場設置場所一覧表

ポスター掲示場の各部の名称

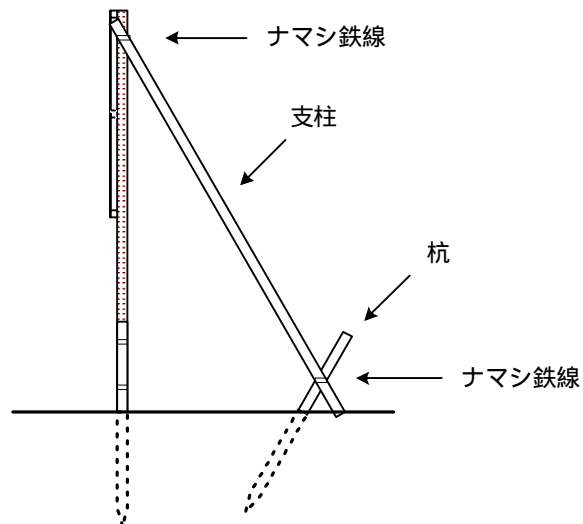
(正面図)



(裏面図)



(側面図)



ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

【留意事項】

第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えうるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード（グリーンマーク表示品）を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板としてPET樹脂再生ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

第2 釘及び針金について

1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合

- (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用する。
- (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
 - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
 - ② メッキ処理した釘を使用する。
- (3) 裏打ちタルキ（横）を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
- (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
- (2) 釘は60 mm以上のスクリーナー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
- (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリーナー釘またはステンレススクリーナー釘を使用すること。
- (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) 釘は70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリーナー釘を使用すること。
- (3) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。
- (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難しい場合は、受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

第3 掲示場の特別な設置方法について

1 掲示場をフェンスに直接とめる場合

- (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) 針金は14番(2.0mm)以上のビニールコーティングしたものを使用すること。
- (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合

- (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとする。ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
- (2) 掲示場の脚ごとに、ナマン鉄線を二重に使用してとめること。
- (3) ナマン鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
- (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合

- (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
- (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0mm)以上のものを使用すること。
- (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要が生じた場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

(ポスター掲示場一箇所あたり)

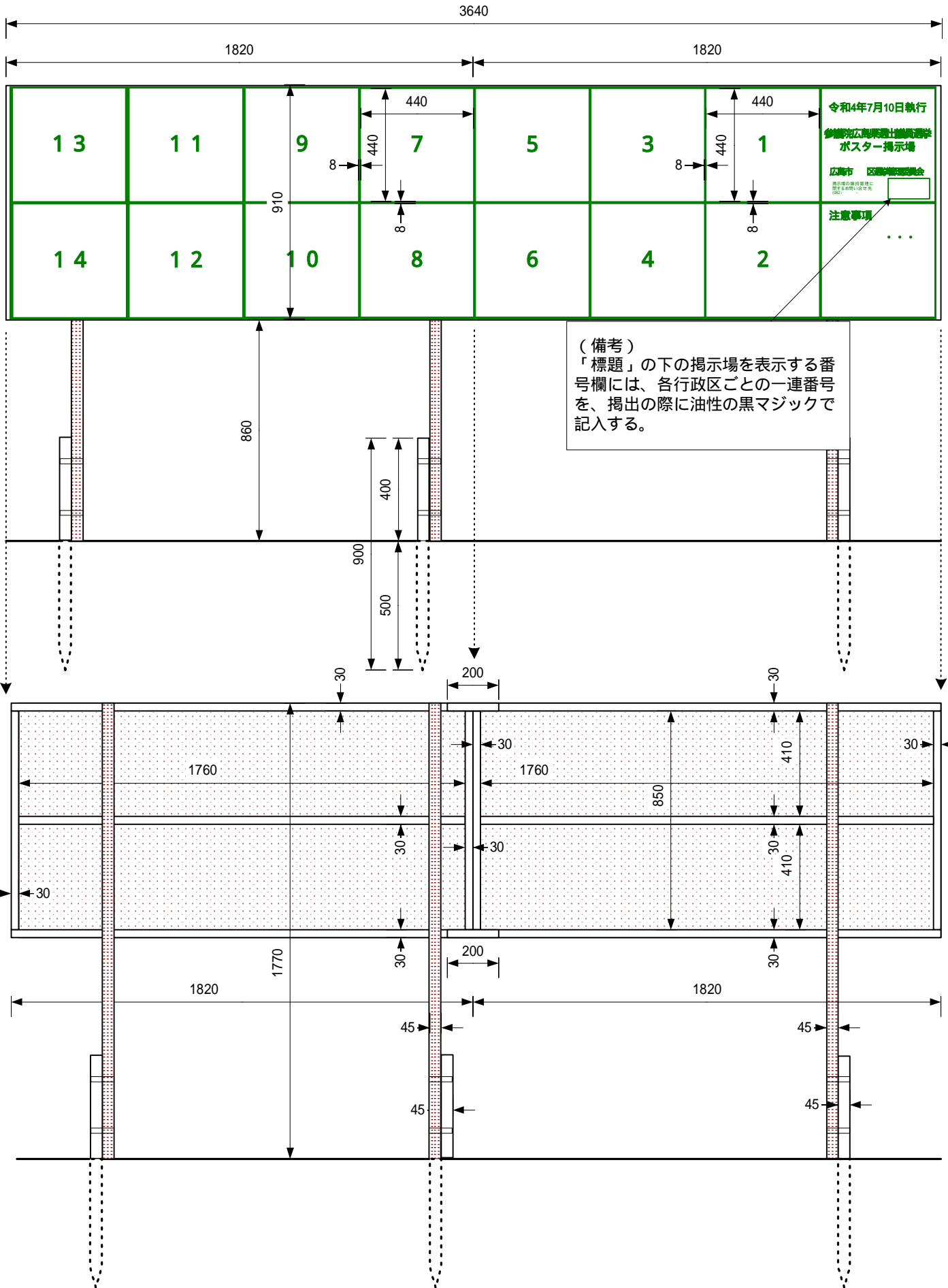
区分		参議院広島県選出議員選挙 (14区画)		備考
部位	材質	寸法等	数量	
1 掲示板	PET樹脂再生ボード (エコマーク認定品) 又は 再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品) 又は ポリプロピレン樹脂ボード (エコマーク認定品)	縦910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm 縦910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm	1枚 1枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ白色であること。) 掲示板の表面又は裏面に、エコマーク認定品又はグリーンマーク表示品である旨の表示をすること。
2 脚	平タルキ	(太さ) 45mm×45mm	3本	
3 杭	"	" 900mm	6本	長さは900~1,000mm可
4 支柱	"	" 2,000mm	2本	
5 裏打ち	縦・側	30mm×30mm	4本	太さは30mm×40mmも可 ただし、40mmの側を掲示板に接合すること。
	横・側	" 1,820mm	2本	
	横・中	" 455mm	2本	
6 つなぎ	"	" 1,760mm	1本	
	横・側	" 395mm	1本	
		" 200mm	2本	

※ 6区画に8区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から14区画分として設計することも可

※ 別添「ポスター掲示場の設計図」を参照(設計図は標準の規格を記載している。)

ポスター掲示場の設計図

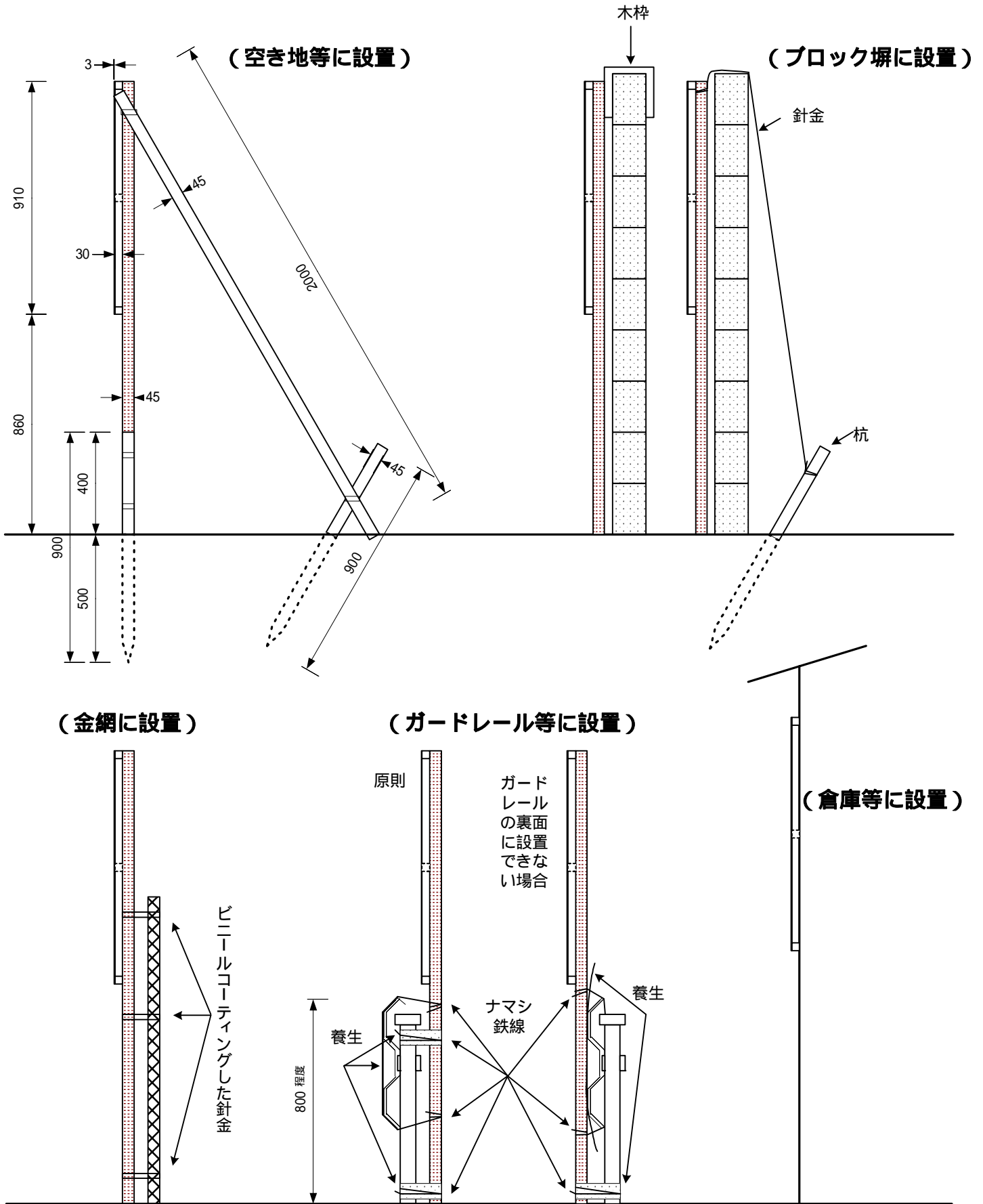
ポスター掲示場の設計図 (14区画 正面図・裏面図)



表示している大きさは、標準的なサイズである。

ポスター掲示場の設計図（側面図）

（単位 mm）



表示している設置方法は標準的なものである。
 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。
 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

ポスター掲示場の数量

設置方法別の箇所数は、設置時の状況等により、多少の変動があります。
 (区全体の数は変わりません。)

区 分	設置箇所数	設置方法		
		①空き地等に設置し、支えがいる場合	②金網、ブロック塀等に設置し、支えがいない場合	③倉庫等の壁面等に直接取り付けられる場合
	箇所	箇所	箇所	箇所
南区	231	81	150	0

ポスター一掲示場設置場所一覧表

参議院議員通常選挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

広島市南区

投票区名	設置場所	設置数
荒神	1 西蟹屋一丁目1番 荒神分団消防車庫横	3 荒神町2番 浄光寺前
	4 西蟹屋四丁目3番 西蟹屋第二公園北側	6 西蟹屋三丁目7番27号 荒神町小学校東側
	7 大須賀町15番 大須賀バス停横	232
	8 南蟹屋二丁目6番11号 南蟹屋集会所前	10 大州三丁目9番31号 大州保育園前
	11 大州三丁目9番 大州第二公園東側	13 大州五丁目8番 大州第一公園西側
	14 大州五丁目8番 大州第一公園東側	15
	16 堀越三丁目24番 清水宅前	18 堀越一丁目5番 広島市信用組合西側駐車場前
青崎	19 堀越二丁目12番 堀越公園西側	21 青崎二丁目18番 町内会用品庫横
	22 青崎一丁目15番51号 青崎小学校正門東側	23
	24 小磯町 マツダ小磯寮前	26 小磯町 マツダ(株)四門前バス停横
	27 向洋本町1番22号 青崎保育園西側石垣	29 向洋本町1番 ちびっこ広場西側
	30 向洋本町10番16号 洋光幼稚園東側	
	31 向洋新町四丁目6番 向洋西公園東側	33 向洋新町二丁目14番 洋光台第二公園南側
	34 向洋新町一丁目15番 洋光台第一公園東側	36 向洋新町一丁目6番1号 向洋新町会館前
向洋新町	37 向洋新町三丁目24番13号 (有)池組北西側	
	38 段原日出一丁目13番22号 比治山会館	41 段原山崎二丁目6番 段原山崎第二公園西側
	42 段原山崎三丁目3番 段原山崎第三公園西側	72 段原山崎二丁目6番 段原山崎第二公園東側
	233 段原日出一丁目12番 段原日出第一公園東側	234
	45 段原四丁目3番 段原第四公園南東側	47 段原三丁目11番 段原第五公園北東側
	48 段原三丁目11番 段原第五公園南西側	50 段原三丁目1番 河岸緑地
	235 段原四丁目9番 段原平和橋南緑地南西側	
段原第一	32 向洋新町三丁目27番 洋光台第三公園南側	
	35 向洋新町二丁目11番 ピュアクック洋光台店西側	
	40 段原山崎一丁目5番 段原山崎第一公園東側	
	43 段原日出一丁目1番 平和橋南詰	
	46 段原日出二丁目3番 段原第四公園南西側	
	49 段原三丁目17番 段原第六公園南側	
段原第二	32 向洋新町三丁目27番 洋光台第三公園南側	
	35 向洋新町二丁目11番 ピュアクック洋光台店西側	
	40 段原山崎一丁目5番 段原山崎第一公園東側	
	43 段原日出一丁目1番 平和橋南詰	
	46 段原日出二丁目3番 段原第四公園南西側	
	49 段原三丁目17番 段原第六公園南側	

ポスター掲示場設置場所一覧表

広島市南区

投票区名	設置場所		設置数
段原第三	39	段原南二丁目13番 段原交番南側緑地	52
	53	段原南一丁目5番3号	
	54	段原南一丁目24番 みみょう幼稚園前	
	57	段原二丁目11番 段原第二公園東側	
段原第四	58	京橋町12番 京橋東詰緑地	60
	61	の場町二丁目4番17号	
	62	段原小学校北西側	
比治山	64	段原一丁目5番 段原第一公園北東側	63
	65	比治山本町20番 比治山下電停前緑地	
	68	比治山本町12番60号 安芸幼稚園東側	
	71	比治山本町8番 比治山下公園南側	
	73	上東雲町9番 段原ポンプ場	
	76	東雲本町二丁目11番 東雲本町公園南側	
	79	東雲三丁目18番 剱崎公園東側	
東雲第一	82	東雲三丁目12番 東雲第三公園西側	67
	85	東雲一丁目11番 東雲第一公園北側	
	87	霞一丁目2番 広島大学医学部北西角	
	90	出汐一丁目5番 出汐第一公園西側	
	93	霞一丁目2番 広島大学医学部南東側	
	94	西霞町11番 西霞町公園南側	
東雲第二	83	東雲二丁目9番 東雲第二公園北側	70
	86	東雲一丁目11番 東雲第一公園南側	
	88	霞一丁目2番 広島大学医学部南側	
	91	出汐一丁目5番 出汐第一公園東側	
	95	西霞町11番 西霞町公園東側	
	98	西霞町13番18号 西霞町集会所前	
出汐	74	上東雲町28番28号 比治山小学校正門	75
	77	東雲本町二丁目11番 東雲本町公園西側	
	80	東雲三丁目18番 剱崎公園西側	
	84	東雲二丁目9番 東雲第二公園北側	
	88	霞一丁目2番 広島大学医学部北側	
	92	出汐一丁目16番 出汐第二公園北側	
	96	西霞町4番53号 比治山学園南門	
	99	東霞町14番 東霞公園北側	
	100	西霞町1番20号 煙石 博宅前	
	81	東雲三丁目1番 広島大学附属東雲小学校前	

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区名	設置場所	設置数	広島市南区
旭町	101 西旭町22番 旭町公園北側	103	出汐二丁目2番 ヘアサロンブルーム東側歩道
	104 旭一丁目16番 道路事業用地	106	旭一丁目8番1号 大河小学校正門
	107 旭一丁目8番1号 大河小学校裏門		
皆実	109 皆実町四丁目6番 皆実町第二公園南側	111	皆実町一丁目15番32号 皆実小学校正門
	112 皆実町一丁目5番44号 南区役所	114	皆実町二丁目5番 皆実町公園東側
	115 皆実町一丁目16番 ちびっこ広場東側		
翠町第一	116 皆実町五丁目9番22号 澤原正住宅前	119	翠二丁目16番1号 広島翠二丁目東社宅
	120 翠三丁目4番 翠町第二公園南側	122	翠二丁目14番 翠町第三公園
	123 翠四丁目15番1号 翠町中学校南門西側	125	翠一丁目10番 広島県教育委員会翠町公舎前
翠町第二	126 翠五丁目18番 翠町第一公園西側	128	翠四丁目10番1号 翠町小学校西門
	129 翠三丁目10番 蓮花ビル向側畑		
	130 翠一丁目1番 広大附属高校北西角	132	翠一丁目1番 広大附属高校南門
翠町第三	133 皆実町六丁目3番 皆実町緑地南側	135	皆実町六丁目4番 クレアセトル皆実町前緑地
	136 皆実町六丁目3番 皆実町緑地東側		
	137 東本浦町12番 本浦公園東側		
仁保	140 東本浦町20番12号 本浦会館南側	139	東本浦町1番18号 広島市立広島工業高校北東側
	144 黄金山町3番 市住4号館前登り口西側	143	仁保新町二丁目11番 仁保新町第一公園
	145 西本浦町6番 市営アパルト西側	147	本浦町25番 本浦第一公園
黄金山	148 黄金山町19番 黄金山登山道	150	北大河町31番 北大河公園西側
	151 北大河町31番 北大河公園東側		

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区名	設置場所	設置数	広島市南区
大河	152 北大河町15番16号 大河保育園西側	154 北大河町23番16号 地藏寺駐車場	7
	155 山城町7番 山城町公園東側	157 山城町13番16号 中電社宅南側	
	158 山城町13番16号 中電社宅西側		
淵崎	159 仁保二丁目21番 仁保中公園	161 仁保四丁目4番 道路事業用地	8
	162 仁保一丁目37番 ちびっこ広場北側	164 仁保一丁目55番 仁保公園	
	165 仁保二丁目4番 仁保緑地西側		
	167 丹那町8番 丹那公園南側	169 丹那町46番 広島ガス丹那ガバナ前	
	170 楠那小学校正門 楠那小学校北側	172 楠那町4番1号 楠那中学校北東側	
宇品第一	173 日宇那町10番 日宇那公園北側		7
	175 宇品海岸二丁目12番 宇品海岸第一公園南側	177 宇品海岸三丁目13番 広島県広島港湾振興事務所駐車場北側	
	178 宇品海岸三丁目7番65号 ダイキ宇品店駐車場南側	180 宇品海岸一丁目13番 みなと公園北側	
	181 宇品海岸二丁目3番1号 千歳寺前		
	182 宇品御幸三丁目11番 ちびっこ広場南側		
宇品第二	185 宇品西六丁目2番 市営宇品西住宅北東側	184 宇品御幸四丁目5番11号 宇品小学校西門	8
	188 宇品御幸四丁目1番 宇品第二公園東側	187 宇品御幸四丁目1番 神田神社南西角	
	190 宇品東七丁目11番8号 宇品東小学校南側		
	193 宇品神田五丁目16番 宇品第三公園南側	192 宇品東七丁目8番 宇品第四公園南側	
	196 宇品神田五丁目24番 宇品ポンプ場南側	195 宇品神田四丁目15番 谷の百合幼稚園前	
宇品第三	197 宇品東五丁目1番51号 宇品中学校正門	199 宇品神田三丁目12番11号 N T T 宇品神田ビル南側	7
	200 宇品神田一丁目5番 県立広島病院前	202 宇品東六丁目1番 宇品東第二公園北側	
	203 宇品東二丁目1番 宇品第一公園北側		

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区名	設置場所		設置数		広島市南区	
宇品第五	204	宇品御幸二丁目6番20号 郷土資料館正面東側	205	宇品御幸二丁目4番 ちびっこ広場東側	206	
	207	宇品御幸一丁目8番 千田廟公園北西側	208	宇品西一丁目9番 ちびっこ広場西側		209
	210	宇品御幸二丁目6番 宇品西公園北側				
元宇品	211	元宇品町 元宇品港公園北東側	212	元宇品町 元宇品港公園南西側	213	
	214	元宇品町26番14号 広島シーサイド病院駐車場西側	215	元宇品町5番8号 元宇品保育園西側		216
出島	217	出島一丁目17番18号 近畿電機(株)東側	218	出島二丁目2番 出島公園北側	219	
	220	出島一丁目32番1号 出島福祉センター	221	出島二丁目22番 出島西公園南東側		
似島	222	似島町家下634番地 (20番地堀口仁志宅の北側)	223	似島町家下752番地の74 似島出張所	224	
	226	似島町大寛3073番地の5 平和養老館前	227	似島町家下 沖野商店裏ちびっこ広場前		228
金輪	229	宇品町(金輪島) 金輪島集会所前	230	宇品町(金輪島) ちびっこ広場北側	231	
計 33投票区						計 231

参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示板の印刷
(南区)

ポスター
掲示場の
番号欄

区画番号欄

13	11	9	7	5	3	1	令和4年7月 日執行 参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示場 広島市南区選挙管理委員会 掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 (082) 250-8935
14	12	10	8	6	4	2	注意事項 ポスターは、立候補の届出の置 位と同じ番号の掲示してある区 画にはっててください。 この掲示場は、参議院広島県選 出議員選挙の候補者以外の方は 使用できません。 掲示場をこわしたり、ポスター をつぶしたりすると罰せられま す。

グリーンマーク
又はエコマーク
(表面に印刷
する場合)

注意事項欄

第1 印刷色
緑色（2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。）

第2 文字種
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。
 標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。
 区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。
 なお、線幅は8mmとすること。

第3 その他
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。
 グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmすること。

受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）及び区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者（会社社員）とし、作業員の指揮監督を行うこと。
なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「作業責任者及び作業員名簿の提出について」により報告すること。
- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等（原寸大）を市選管に持参し、市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和4年6月8日（水）以後設置を開始し、令和4年6月16日（木）までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
 - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
 - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
 - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側（ガードレールより路肩側）に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合（路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど）等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
 - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ（目線の高さ）にすること。

(6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。

(7) 受注者は、参議院議員通常選挙の日程が確定したら、設置完了日までに日付（和暦）が表記されたシール等を作成し、貼り付けること。なお、日付（和暦）の字体は既にポスター掲示場に印刷されている文字と同じ字体に合わせること。

ただし、ポスター掲示場の作製前に日程が確定している場合は、事前に日付を印字することも可とする。

(8) 受注者は、掲示場の設置完了後「**設置届**」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真（掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番号をファイル名に付した画像データ）を添付して提出すること。

3 掲示場の維持管理

(1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。

(2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

4 掲示場の撤去

(1) 掲示場は、令和4年7月11日（月）から撤去を開始し、令和4年7月13日（水）までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、令和4年6月23日（木）から撤去を開始し、令和4年6月25日（土）までに撤去を完了すること。

撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。

(2) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。

(3) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。

(4) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。

(5) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等をやり直した上で、区選管職員に再度確認を受けること。

(6) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分すること。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する箇所に保管すること。

(7) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「**撤去届**」を、区選管を経由して市選管に提出すること。

5 掲示板のリサイクル

(1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。

(2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「**完了届**」に添付して市選管に提出すること。

6 その他

(1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。

(2) 上記2及び4のポスター掲示場の設置期間及び撤去期間は、参議院議員通常選挙の公示日が令和4年6月22日、選挙期日が令和4年7月10日の場合のものであり、公示日等が当該期日以外の期日となった場合の設置期間及び撤去期間については、市選管が別に指示するので、これに

従うこと。

- (3) 上記 1～5 の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。